

職業紹介基本契約書

株式会社〇〇〇〇（以下、「甲」という。）と JX 株式会社（以下、「乙」という。）とは、以下の通り職業紹介基本契約（以下、「本契約」という）を締結する。

第 1 条（目的）

本契約は、乙が申込を受けた求職者（以下、「求職者」という）と甲との間における雇用関係の成立を有料であっせん（以下、「職業紹介」という）することに関し、甲乙間で必要な事項を定めるものである。

第 2 条（取扱職業の範囲）

- 1 職業紹介において取り扱う職業の範囲は、職業安定法によって制限された職業以外の職業とする。
- 2 甲は、職業紹介において取り扱う職種その他の条件について、別途定める求人申込書に記載のうえ、乙に提出する。

第 3 条（求人の申込）

- 1 甲は、求人毎に乙の定める求人申込書等を作成し、乙に提出する。
- 2 乙は、前項の求人申込書の内容が法令に違反するとき、その申込の内容である賃金、労働時間その他の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不適當であると認めるとき、又は甲は求職者が従事すべき業務の内容及び賃金、労働時間その他の労働条件を明示しないときは、求人申込書等の受理を拒絶することができる。
- 3 求人の申込は、乙が第 1 項の求人申込書等を受理した時点から効力を生ずる。

第 4 条（求職者の紹介）

- 1 乙は、前条の求人申込書等に基づき、甲の雇用条件に適合する求職者（以下、「当該求職者」という）を選出し、甲に紹介する。
- 2 前項の紹介は、乙の指定するスキルシート等の文書によって行うものとする。
- 3 前項のスキルシート等のうち当該求職者の履歴等は、当該求職者が乙に申し出た内容に基づき記載すれば足り、乙は、当該求職者の履歴等の真偽につき何らの調査義務も負わず、当該求職者の経歴詐称等につき、乙は、甲に対し、何らの責任を負わない。
- 4 甲は、当該求職者の採否を決定するにあたり、当該求職者との面談を希望する場合にはその旨を甲が乙から前項のスキルシート等を受領した日から 7 日以内に、乙宛に連絡しなければならない。

- 5 前項の場合において、甲から何らの連絡もないときは、当該求職者の採用を拒否したものとし、みなす。
- 6 甲は、当該求職者の採用を拒否した場合において、引き続き他の求職者の紹介を希望する場合には、乙にその旨連絡しなければならず、乙は甲からの連絡に基づき再度甲の雇用条件に適合する求職者を選出し甲に紹介する。

第5条（採用通知書）

甲は、前条の規定に基づき、当該求職者を採用しようとする場合には、乙を通じて当該求職者宛に乙の指定する採用通知書を、速やかに提出しなければならない。

第6条（職業紹介料金）

- 1 本契約に基づく乙の職業紹介は、有料で行うものとする。
- 2 職業紹介料金の計算方法は、甲乙間で別途協議し決定するものとする。
- 3 甲は、第2項の職業紹介料金の発生する時期については、雇用契約を締結した当該求職者の入社日（試用期間が存する場合はその期間開始日）を含む月を該当月とし、当月末日締め、翌月末日限り、乙の指定する口座へ振込にて支払うものとする。なお、支払日が金融機関休業日にあたるときは前営業日とし、また、振込手数料は甲の負担とする。
- 4 採用決定者が甲に入社後、自己都合または懲戒解雇により3ヶ月以内に退社した場合、乙は甲に次の通り紹介手数料を採用決定者の退職日より25日以内に返還するものとする。
 - ・入社後7日以内に退社：紹介手数料の100%
 - ・入社後1ヶ月以内に退社：紹介手数料の50%
 - ・入社後3ヶ月以内に退社：紹介手数料の25%

但し、甲の採用決定者に対する待遇及びその他の労働条件が採用決定時の労働契約内容と著しく異なることに起因する退社の場合はこの限りではない。

また、期間の定めのある場合もこの限りではない。

第7条（紹介に基づく採用拒否後の雇用）

甲は、第4条の規定に基づき乙から紹介を受けた当該求職者を採用しない旨を乙に連絡し、乙に事前の承諾を得ることなく当該求職者と雇用契約を締結した場合には、乙に対し、違約金として、職業紹介料金の倍額を支払う。

第8条（退職勧奨等の禁止）

乙は、甲が当該求職者を雇用した後は、当該求職者を他の求人者に紹介することを目的として、当該求職者に対し退職勧奨等してはならない。

第9条（求職者情報の保護）

- 1 甲は、本契約に基づき知り得た求職者の個人情報を正当な理由なく他に漏らしてはならない。
- 2 甲は、第4条の規定に基づき、乙から提供されたスキルシート等について、当該求職者の採用を行わなかった場合には、速やかに乙に当該スキルシート等を返還し、又は甲の責任において破棄するものとする。

第10条（企業秘密の守秘義務）

- 1 甲及び乙は、本契約に基づき知り得た、相手方の営業上の機密に関する情報その他秘密として保護されるべきと認められる情報について、相手方の書面による承諾なく、本契約の期間中及びその後においても、第三者に対し、開示又は漏洩してはならない。
- 2 甲及び乙は、前項の情報を、本契約の履行以外の目的に使用してはならない。

第11条（反社会的勢力の排除）

- 1 甲及び乙は、相手方に対して次の各号に定める事項のいずれにも該当しないことをそれぞれ表明し将来にわたっても該当しないことを確約する。
 - (1) 自己もしくは自社役員又はその親族が、暴力団等の反社会的勢力（以下、「暴力団等」という）であること又は暴力団等に所属していること
 - (2) 暴力団等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (3) 暴力団等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (4) 自己又は自社もしくは第三者の不正な利益を図る目的又は、第三者に損害を加える目的を持ってする等、不当に暴力団等を利用していると認められる関係を有すること
 - (5) 暴力団等に対して資金を提供、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること
 - (6) 役員等又は経営に実質的に関与しているものが暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
- 2 甲又は乙は、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約する。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害、又は信用を毀損する行為
 - (4) その他前各号に準ずる行為
- 3 甲又は乙は、相手方が前項に違反した場合又は、第1項に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したときは、何らの催告を要せずに本契約を解除す

ることができるものとする。

- 4 甲又は乙は、本条に基づく本契約の解除、本契約に基づく本件個別契約の終了により損害が生じたとしても、有責当事者は、その賠償を請求することができないものとする。
- 5 甲又は乙は、本条に基づく本契約の解除の通知を受けたときは、相手方に対して負担する一切の債務について期限の利益を喪失し、直ちに債務の全額を弁済しなければならない。

第12条（損害賠償責任等）

乙は、甲が当該求職者と雇用契約締結後、当該求職者が甲に与えた損害について、一切の責任を負わない。

第13条（契約期間）

本契約の有効期限は締結日から1年間とする。但し、期間満了の1ヶ月前までに甲又は乙より相手方に対し、契約終了あるいは契約内容変更の申立がない場合はさらに1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

第14条（解除事由）

- 1 甲又は乙に以下に定める事由の一が生じた場合には、相手方は催告を要せずして、本契約を解除することができる。
 - (1) 本契約の条項に違反し、7日間の期間を定めて催告したにもかかわらず、当該違反が是正されないとき
 - (2) 相手方が手形交換所の不渡処分を受け、又は支払停止の状態に陥ったとき
 - (3) 相手方が差押え又は競売の申し立てを受けたとき
 - (4) 相手方につき破産申立、民事再生手続開始の申立、会社更生手続開始の申立、特別清算開始の申立その他法的整理手続の開始申立があったとき
 - (5) その他本契約を継続し難い不信事由が生じたとき
- 2 上記に定める各号のいずれかに該当する場合、甲又は乙は、当然に期限の利益を失い、相手方に対して負担する一切の債務を直ちに支払う。
- 3 本条に基づく契約の解除は損害賠償請求を妨げないものとする。

第15条（信義誠実）

本契約に記載のない事項について疑義が生じた場合には、その都度、双方誠意をもって協議し、円満な解決を目指すものとする。

第 16 条（合意管轄）

本契約に関し、裁判上の紛争が生じた場合には、被告となるものの本店所在地を管轄する地方裁判所を第 1 審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約の成立の証として、甲及び乙は、本書 2 通を作成し、各 1 通を保有する。

年 月 日

甲

⑨

乙 〒532-0003

大阪府大阪市淀川区

宮原 1－19－23

709 室

J X 株式会社

代表取締役 李 萌

⑨

職業紹介基本契約書